

南あわじ市条例 第12号

南あわじ市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における暴力団の排除の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団による不当な影響の排除を推進し、もって安全で安心な市民生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあつては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ アからウまでに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

(4) 関係機関等 法第 32 条の 3 第 1 項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 暴力団は、市民生活の平穩を害し、青少年の健全な育成を阻害する等安全で安心な市民生活に不当な影響を与える存在であることから、市民生活から排除されなければならない。

2 前項に規定する暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して利益の供与をしないこと及び暴力団を利用しないこと並びに暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「県条例」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団事務所等の存在を許さず、かつ、暴力団活動を防止することを基本として、市が兵庫県（以下「県」という。）及び関係機関等との連携を図り市民及び事業者の協力を得ながら、社会全体として、推進されなければならない。

(市の役割)

第 4 条 市は、この条例の趣旨にのっとり、市民及び事業者の協力を得るとともに、県及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

(市民及び事業者の役割)

第 5 条 市民及び事業者は、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を入手したときは、市、県又は関係機関等に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第 6 条 市は、契約に係る事務その他全ての市の事務又は事業において、暴力団を利することとならないように、暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関

係者を契約の相手方としないこと等の必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設における暴力団の排除)

第7条 市又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定する指定管理者をいう。）は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用の不許可又は当該利用の許可の取消しの措置を講ずるものとする。

(啓発活動)

第8条 市は、県及び関係機関等との連携を図りながら、市民及び事業者の協力を得て、暴力団の排除の重要性並びに県及び市の施策についての理解を深めるため啓発活動を行うものとする。

(青少年を守るための取組)

第9条 市は、県及び関係機関等との連携を図りながら、市民及び事業者の協力を得て、暴力団による犯罪その他の行為から青少年を守るための教育、情報の提供及び啓発に取り組むものとする。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第10条 市民及び事業者は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

(利益の供与の禁止)

第11条 市民及び事業者は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。